

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市公的病院運営費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	市内の医療体制を確保することを目的に、公益法人等が開設した病院で、中核病院として位置づけられている病院の運営事業費に要する経費について、医業利益が損失となる場合に補助金を交付する。
補助事業者	新潟県厚生連佐渡総合病院
補助対象経費	運営事業に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算の範囲内
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	損失額の1/2と要綱で定める特別交付税措置による算定合計額に8分の10を乗じて算出された額を比較して少ない方の額に、放射線治療に係る医師を受け入れることに要する経費、訪問看護に要する経費の当該年度の損失額に2分の1の補助率を乗じて算出された額と、特別交付税措置による算定額を比較して少ない方の額、遠隔医療に要する経費に2分の1の補助率を乗じて算出された額を加えた額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 医業損失額（赤字額）を対象経費としているため目標数値は設定できない
補助制度開始	平成25年3月25日
見直し時期	令和10年9月30日
補助終期	令和11年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	特定の団体に対する補助金であるため、募集は行わない。
事業担当	（担当部署） 健康医療対策課
	（電話番号） 0259-63-3115